

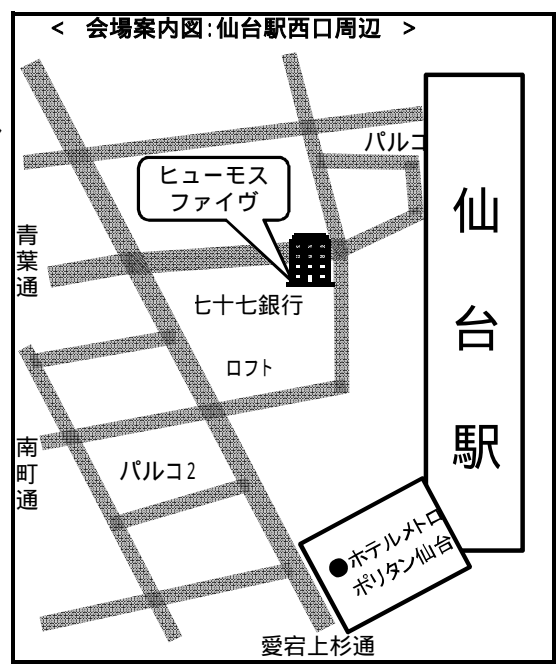
# 軽減税率制度導入に向けての備え ～ 複雑になる事務処理への対応 ～

いよいよ、来年2019年10月1日より、消費税率が10%に上がる事が閣議決定されました。平成元年4月1日に施行され、段階的に増税されてきた消費税は、30年を経て、ついに10%になります。同時に、低所得者への配慮の観点から、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の下では、売り上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があるほか、**複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要**になります。このような事務は、軽減税率の対象品目の売り上げのない事業者や、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、消費税の納税義務のない**免税事業者を含め、多くの事業者に関係**します。

今回、軽減税率制度導入に伴い複雑さを極めるであろう事務処理で必要となる対応について分かりやすく解説いたします。経理体制構築のご参考となれば幸いです。

- 日時** ▶ 平成30年11月15日(木)  
14:30 ~ 16:30
- 会場** ▶ ヒューモスファイヴ 8FAホール  
青葉区中央一丁目10番1号 (仙台駅正面)
- 講師** ▶ 吉田徹(よしだとおる)  
税理士・行政書士・CFP
- 受講料** ▶ お一人様 1,000円 (資料代含む)
- 定員** ▶ 40名 誠に恐れ入りますが、定員となり次第、締め切らせていただきます。
- 申込方法** ▶ お手数をおかけしますが、下記申込書に必要事項をご記入の上、弊所までFAXを送信願います。  
ヒューモスファイヴには駅前デッキから入れます。  
仙台駅西口正面のグリーンビルです。  
皆様方のお越しを心よりお待ちしております。



主催・お問合せ先 : 吉田徹税理士行政書士事務所 TEL:022-707-8774

### 改正消費税対策セミナー 受講申込書

貴事業所名称		
受講者ご氏名		

<<< FAX番号 : 022-707-6182 >>>